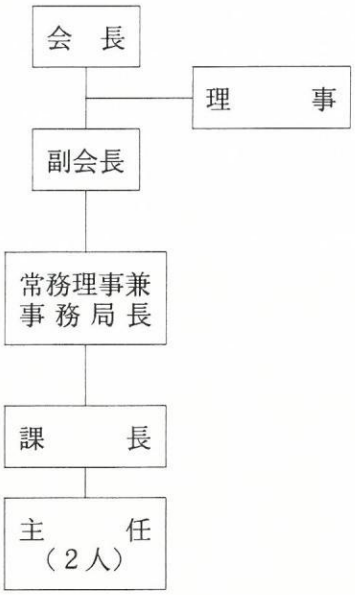
（財）沖縄県遺族連合会

（１）設立年月日　　昭和２７年２月１０日

（２）所　在　地　　那覇市壺川２９２－２

（３）組　　織



（４）目的及び事業内容

戦争犠牲者の遺族の相互扶助及び慰藉救済の途を開くと共に道義の昂揚と品性の涵養に努め、平和沖縄の建設に貢献することを目的として、

①　政府並びに県に対し遺族援護に関する各種問題解決のため陳情を行いその実現を期する。

②　祭祀に関する事業

③　会員相互の修養、親睦、慰藉に関する事業

④　遺族身上相談に関する事業

⑤　相互扶助、自力更生、福利に関する事業

⑥　会館の管理並びにこれを戦没者遺族の福祉のために利用する事業等を実施する。

（５）沿　　革

行政分離下にあった沖縄で戦没者遺族の援護を推進するため昭和２７年２月「全琉遺家族会」が設立された。

同年１１月には、同年４月に施行された「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の沖縄適用が受けられるよう、組織体制の強化を図るため、「琉球遺族連合会」に改名するとともに市町村遺族会の結成を推進し、翌２８年５月には、ほとんどの市町村に

おいて遺族会が結成された。

また、昭和２８年３月には、かねてから陳情要請を続けてきた「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が本土より１年遅れで沖縄にも適用されることになった。

援護法の適用を受けたことに伴い、現況組織を発展的に解消し「財団法人沖縄遺族連合会」と変更し、組織の強化を図った。

一方、本土からの沖縄慰霊巡拝及び慰霊塔建立は、昭和２９年に北海道遺族団が来県し、慰霊塔を建立したのが始まりであるが、来県に際しては、当時の施政権分離の状況下の中での厳しい巡拝であったことから、同団体では「沖縄巡拝遺族を迎える会」を組織し、円滑な沖縄巡拝を積極的に推進した。

その結果、各県からの慰霊巡拝は、昭和３６年頃には組織的に来県するようになった。

援護法の沖縄適用を受けたものの、戸籍等の基本的な資料がほとんど焼失したため、確認業務が困難を極め、また、死亡処理等もなかなか進まないことから、弔慰金、遺族年金等の請求ができない状況であったため、同団体は、国等に対し、その積極的な推進について、陳情要請活動を積極的に推進した。

その結果、昭和３１年頃からは死亡処理等の業務もどうにか軌道にのった。

その後、同団体は、戦没学徒、戦闘協力者、６歳未満の戦没者等の身分等の取扱いについても積極的に陳情要請活動を行った結果、援護法等が適用されることになった。

一方、遺族の更生援護対策として、国、県及び南方同胞援護会の協力もあって、昭和３２年には「職業補導所」の開設、また、昭和４２年には、事務所、宿泊施設、生業指導室、会議室等が兼ね添えられた「くろしお会館」が開館し、遺族の福利厚生施設が整備され、現在に至っている。

（６）歴代会長

	氏　名	期　　間
初代	島袋　全發	昭和２７年　２月～２８年１１月
２代	比嘉　秀平	昭和２８年１２月～３１年１０月
３代	山城　篤男	昭和３２年　３月～４１年１２月
４代	金城　和信	昭和４１年　３月～５３年　３月
５代	津嘉山朝信	昭和５３年　４月～６０年１１月
６代	池原　三郎	昭和６０年１１月～６３年　３月
７代	照屋　　秀	昭和６３年　４月～　２年　３月
８代	座喜味和則	平成　２年　４月～現在に至る

沖縄戦被災者補償期成連盟

（１）設立年月日　　昭和４６年５月２１日

（２）所　在　地　　那覇市泉崎２－３－５

（３）目的及び事業内容

国に対し沖縄戦で受けた県民の人命、身体、財産等の被害を戦災処理として補償を要求する。

（４）沿　　革

沖縄戦被災者補償期成連盟は、太平洋戦争・沖縄戦で被害を受けた一般県民で戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法、援護関係諸法から漏れた方々の人命身体財産等の被害補償を国に要求するため、昭和４６年５月に任意団体として設立された。

同団体では戦災未処理の問題は、当時の国策遂行上、犠牲を強いた国が当然その責任に基づいて行うべきものであり、また沖縄戦における被災は他の都道府県の空襲による被災とはその内容が異なるとの認識のもとで、具体的には昭和１９年１０月１０日那覇空襲から昭和２０年９月１日まで沖縄県に居住し、沖縄戦に協力した生存者３５万人（推定）に対する慰謝料、負傷者５千人に対する補償、一家全滅家族１万人に対する補償、金額にして１，５００億余円を国に要求するため昭和４８年６月の第１陣の要請以来、国に対して２０余回の要請、陳情を行ってきた。

一方、国においては戦後処理問題について、昭和６３年に「平和祈念事業特別基金等に関する法律」を制定施行し、対応してきたが、同団体が要望している一般犠牲者については同法の対象とならず、補償されないまま今日に至っている。

なお、同団体は現在、休眠状態である。

（５）歴代会長

初　代　　当間　重剛

２　代　　川野長八郎

沖縄県外地引揚者協会

（１）設立年月日　　昭和３０年４月１日

（２）所　在　地　　那覇市泉崎１－１８－３

（３）目的及び事業内容

終戦による外地引き揚げ者の相互扶助及び福祉増進を図ることを目的とし、また、外地における戦没者に対する慰霊祭等を行うと共に在外私有財産補償問題について法的決着を要求する。

（４）沿　　革

戦争によって失った外地私有財産の補償、また、外地における戦没者に対する慰

霊祭等を行うため、仲本興正氏、大嶺眞三氏らによって昭和３０年４月に沖縄在外私有財産補償獲得期成会を結成し、目的達成に向けて、要請活動などを行った。

その結果もあって、国は、昭和３２年「引揚者給付金等支給法」を制定し、外地引揚者に対し、更正資金として給付金が支給された。

しかし、なお、在外私有財産の補償にはほど遠いものであるとして、昭和３３年４月、「沖縄在外私有財産補償獲得期成会」は「沖縄外地引揚者協会」に発展的に組織を改称し、引き続き、全国的規模で運動を展開するなど要請活動を行った。

昭和３８年には当時の琉球立法院に働きかけ、「引揚者在外資産損失補償に関する要請決議」を可決させるなど、県民世論の形成に大きな力となった。

このような状況の中で、国は昭和４２年「引揚者給付金に関する法律」を制定し、外地における社会的地位、のれん、信用取引など、いわゆる無形財産の喪失に対し特別交付金が支給された。

国が在外財産補償問題は両措置で終了したとの立場に対し、同団体は、昭和３２年の「給付金」及び昭和４２年の「特別交付金」の支給だけでは、未だ不十分であるとして、更に要請、陳情などの活動を積極的に行った。

一方、昭和５０年代になって、恩給欠格者の官民格差による軍歴通算問題、戦後強制抑留者の強制労働に対する対価の補償問題などとともに引揚者の在外財産補償問題が国会等で議論されるようになり、国はこれらの要望を踏まえ、昭和６３年「平和祈念事業特別基金等に関する法律」（法律第６６号）を制定し、施行された。

戦後処理問題については、国は、この措置で一応終了したとの認識だが、同団体としては、「在外財産補償問題」については、なお、要望する内容は組み込まれていないとの認識である。

現在、同団体は会費徴収もなく、また総会も行われておらず、現会長（大嶺眞三氏）のみで全国組織との連携を図りつつ活動している状況であり、組織としては休眠状態である。

なお、同団体が海外で建立した慰霊の塔は以下のとおりである。

南洋群島サイパン島チカランカ　「おきなわの塔」（昭和４３年６月建立）

フィリピン群島ミンダナオ島ダバオ市　「沖縄の塔」（昭和４５年１月建立）

また、同団体は中国での慰霊祭の実施（昭和５６年から実施）のため、現地の日中友好協会と折衝し、実現を図った。

（５）歴代会長

	氏　名	期　　間
初代	仲本　興正	昭和３０年　４月～４２年　４月
２代	宮城　擁典	昭和４２年１０月～４３年１１月
３代	神村孝太郎	昭和４３年１２月～４５年　３月
４代	垣花　恵昌	昭和４５年　４月～５０年　７月
５代	大嶺　眞三	昭和５０年１２月～現在に至る

沖縄県軍恩連盟

（１）設立年月日　　昭和５２年３月２６日

（２）所　在　地　　那覇市久茂地３－２１－１

（３）組　　織

（４）目的及び事業内容

旧軍人、軍属及びその遺族の恩給の適正化を図り且つ相互扶助に努め、道義の高揚と国策の推進に協力し、以て国家の興隆に寄与することを目的として、

①　適正な恩給の常時確保に関する方針樹立

②　恩給適正に関する請願、陳情、宣伝

③　恩給権に関係ある諸調査及び連絡

④　恩給を受ける権利を有する者の探索究明

⑤　県援護課の恩給業務に協力し、全員恩給請求手続の指導援助

⑥　道義の高揚及び国家の興隆に寄与する事業等を実施する。

（５）沿　　革

旧軍人、軍属及びその遺族に対する恩給等の国家補償は、敗戦によりすべての道が閉ざされたが、昭和２７年のサンフランシスコ平和条約の発効を機に、同年４月の戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定施行とともに、翌２８年には恩給法の一部改正により、旧軍人、軍属に係る恩給支給が開始された。

これに伴い、行政において、恩給請求事務が開始されたが、その後随時、法改正が行われる中で、事務内容の難解さなどもあって、該当者への周知徹底が十分にはなされないなどのため、請求手続きが長期間を要したり、請求洩れ等の事態が生じた。

このような状況の中で、沖縄では、他県に２０余年も遅れて、昭和５２年３月「沖縄軍恩連盟」が設立された。

同団体は、行政の支援を得ながら、各市町村に支部を設置するなどして恩給該当者への周知徹底、請求事務指導、恩給未受給者の発掘等を実施し、円滑な恩給事務を推進した。同団体は、恩給事務がほぼ軌道に乗ったこと、会員の老齢化、失権者の増加等による会員の減少などのため、平成５年５月に解散した。

（６）歴代会長

	氏　名	期　　間
初代	渡名喜守定	昭和５２年　３月～５８年　３月
２代	山内　昌彦	昭和５８年　４月～６０年　３月
３代	金城　幸信	昭和６０年　４月～６２年　３月
４代	太田　直松	昭和６２年　４月～平成５年５月

補助団体への補助金一覧表　　単位：千円

名称／年度	（財）沖縄戦没者慰霊奉賛会	（財）沖縄県遺族連合会	（財）沖縄県傷痍軍人会	沖縄外地引揚者協会	沖縄県軍恩連盟
昭和５７年	４，８３０	１５，３５３	７，３３２	１，５００	５００
昭和５８年	４，８３０	１５，０８３	６，９６５	１，４２５	５００
昭和５９年	４，８３０	１４，３３７	６，９６５	４，３９８	５００
昭和６０年	６，４８９	１３，６２１	６，６１７	３，９１１	４７５
昭和６１年	６，４８９	１６，１０８	６，６１７	０	４７５
昭和６２年	６，１７９	１４，８７９	６，２８５		４５０
昭和６３年	６，１７９	１４，１３５	５，９７１		４２８
平成元年	１０，７４０	１３，４２８	５，６８４		４１３
平成２年	１０，４７７	１２，７５７	５，３９９		３８７
平成３年	１０，１７７	１２，４３７	５，１７９		０
平成４年	１０，１７７	１２，４３７	５，１７９		０
平成５年	１０，１７７	１２，４３７	５，１７９		０
平成６年	１０，１７７	１２，４３７	５，１７９		０
平成７年	９，６６８	１１，８１５	４，９２０		０